

No.	項目	質問内容	回答
1	業務の見積もり額について	3年分の見積もり提出に当たり、3年期間中に昨今の労務単価・資材高騰等により契約した見積もり額の実態に変動が出た場合の対応は、どのように対処頂けますでしょうか。	<p>本業務は、当該年度の当初予算が議会で可決され、予算措置がなされた後にその額の範囲内で契約を実施するものです。</p> <p>原則、契約金額は企画提案時に提出された見積額を超えない範囲で締結するものであり、次年度以後の業務継続の契約を締結する場合において、物価の高騰等によって企画提案時の提出見積書と実態との差異が生じた場合などについては、本契約締結前に行う発注業務の仕様内容等の協議により、委託業務量や業務範囲・内容などでの調整・削減などを行い、業務仕様内容に反映・決定したうえで、当該年度の可決予算額内での契約の締結をすることとなります。ただし、国の通知等を受け公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置を講じる場合等にはその限りではありません。</p>